

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 新旧対照表（案）

新	旧
目次 第 1 章～第 4 章（略） 第 5 章 雑則（<u>第34条～第36条</u>） 附則 第 1 条～第34条（略） <u>（特定道路及び特定公園施設の整備についての適用除外）</u> <u>第35条 第 3 章第 1 節の規定は、法第10条第 1 項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定道路（法第 2 条第 9 号に規定する特定道路をいう。）の整備については、適用しない。</u> <u>2 第 3 章第 1 節（公園に関する整備基準に係る部分に限る。）の規定は、法第13条第 1 項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定公園施設（法第 2 条第13号に規定する特定公園施設をいう。）の整備については、適用しない。</u> 第<u>36</u>条（略）	目次 第 1 章～第 4 章（略） 第 5 章 雑則（<u>第34条・第35条</u>） 附則 第 1 条～第34条（略） 第<u>35</u>条（略）